

標本抽出方法及び結果の推定方法

1 標本設計の概要

「平成 25 年法人土地・建物基本調査」の標本設計は、総務省「事業所母集団データベース」、国土交通省「平成 24 年企業の土地取得状況等に関する調査（平成 23 年分）名簿」等を基に作成した母集団名簿に含まれる法人を抽出単位とする層別抽出法によって行った。

2 標本抽出の方法

(1) 抽出の枠

資本金 1 億円以上の会社法人については、「平成 24 年企業の土地取得状況等に関する調査（平成 23 年分）名簿」を基に、「事業所母集団データベース」等を用いて補完した。

資本金 1 億円未満の会社法人については、「事業所母集団データベース」の単独事業所と本所・本社・本店の事業所を基に、民間の企業信用調査会社の企業情報等を用いて補完し、これを抽出枠とした。

会社以外の法人については、「事業所母集団データベース」を基に、文部科学省（文化庁）「宗教年鑑」のほか、各都道府県の所有する法人名簿等を合わせて名寄せを行い、法人単位の抽出枠を作成した。

上記で作成した抽出枠を「2010 年世界農林業センサス農林業経営体調査」の調査票情報と照合して、大土地所有の別を転記した。

(2) 抽出方法

次の法人については、結果精度への影響が大きいため、全数調査とした。

- ・資本金 1 億円以上の会社法人
- ・「平成 20 年法人土地基本調査」又は「2010 年世界農林業センサス」において所有土地面積が 100 万 m²以上であった法人

次に、資本金 1 億円未満の会社法人については、業種（48 区分）×資本金（5 区分）のうち、精度への影響が大きいためと判断される場合は当該区分を全数調査とし、それ以外の区分は標本調査とした。

標本調査の対象とした区分では、「平成 20 年法人土地基本調査」の結果を用いて、全国の業種（18 区分）×資本金（5 区分）ごとの標準誤差率が 15%以下となるように標本の大きさを決めた。この標本の大きさを本社所在地の都道府県×業種（48 区分）×資本金（5 区分）の法人数に比例して配分したものと、本社所在地の都道府県×業種（18 区分）及び全国の業種（48 区分）の標準誤差率をそれぞれ 25%以下、15%以下にするために必要な標本の大きさを算出して比較し、過不足分を調整した。なお、業種及び資本金の区分については、表 1 に示すとおりである。

最後に、会社以外の法人については、表 2 に示す抽出率を用いて、全数調査又は標本調査とした。

標本抽出方法及び結果の推定方法

1 標本設計の概要

「平成 25 年法人土地・建物基本調査」の標本設計は、総務省「事業所母集団データベース」、国土交通省「平成 24 年企業の土地取得状況等に関する調査（平成 23 年分）名簿」等を基に作成した母集団名簿に含まれる法人を抽出単位とする層別抽出法によって行った。

2 標本抽出の方法

(1) 抽出の枠

資本金 1 億円以上の会社法人については、「平成 24 年企業の土地取得状況等に関する調査（平成 23 年分）名簿」を基に、「事業所母集団データベース」等を用いて補完した。

資本金 1 億円未満の会社法人については、「事業所母集団データベース」の単独事業所と本所・本社・本店の事業所を基に、民間の企業信用調査会社の企業情報等を用いて補完し、これを抽出枠とした。

会社以外の法人については、「事業所母集団データベース」を基に、文部科学省（文化庁）「宗教年鑑」のほか、各都道府県の所有する法人名簿等を合わせて名寄せを行い、法人単位の抽出枠を作成した。

上記で作成した抽出枠を「2010 年世界農林業センサス農林業経営体調査」の調査票情報と照合して、大土地所有の別を転記した。

(2) 抽出方法

次の法人については、結果精度への影響が大きいため、全数調査とした。

- ・資本金 1 億円以上の会社法人
- ・「平成 20 年法人土地基本調査」又は「2010 年世界農林業センサス」において所有土地面積が 100 万 m²以上であった法人

次に、資本金 1 億円未満の会社法人については、業種（48 区分）×資本金（5 区分）のうち、精度への影響が大きいと判断される場合は当該区分を全数調査とし、それ以外の区分は標本調査とした。

標本調査の対象とした区分では、「平成 20 年法人土地基本調査」の結果を用いて、全国の業種（18 区分）×資本金（5 区分）ごとの標準誤差率が 15%以下となるように標本の大きさを決めた。この標本の大きさを本社所在地の都道府県×業種（48 区分）×資本金（5 区分）の法人数に比例して配分したものと、本社所在地の都道府県×業種（18 区分）及び全国の業種（48 区分）の標準誤差率をそれぞれ 20%以下、15%以下にするために必要な標本の大きさを算出して比較し、過不足分を調整した。なお、業種及び資本金の区分については、表 1 に示すとおりである。

最後に、会社以外の法人については、表 2 に示す抽出率を用いて、全数調査又は標本調査とした。